

第2回東郷町中学校部活動地域移行検討委員会次第

日時：令和6年11月21日（木）

午前9：30から

場所：政策審議会室

1 あいさつ

2 議題

(1) 児童生徒及び保護者アンケート結果について

(2) 活動を行う種目について

(3) 活動日時、休養日について

(4) 指導者配置人数について

(5) スケジュールの変更について

(6) その他

3 その他

東郷町中学校部活動地域移行検討委員会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
有識者	学校教育専門員	酒井 保幸
関係団体	町スポーツ協会代表	野々山 孝
	町文化協会代表	眞鍋 茂生
保護者	音貝小学校 (町 PTA 連絡協議会会長)	浅井 丈史
	高嶺小学校 (町 PTA 連絡協議会副会長)	山田 剛
町小中学校校長 会長	東郷小学校校長	平野 恵明
町小学校校長	春木台小学校校長 (町小学校体育部部长)	近藤 高也
	諸輪小学校校長 (中小体連愛知地区副支所長)	福岡 吾隆
町中学校校長	東郷中学校校長	長谷川 光巨
	春木中学校校長	津田 ひとみ
	諸輪中学校校長	上村 直樹
指導者	東郷中学校教員	植村 啓史
	春木中学校教員	山本 翔太
	諸輪中学校教員	宮崎 滉太
	外部指導者	市川 和彦
公募委員		福嶋 智子
行政機関	教育部長	樋口 美紀
	教育部参事	加藤 丈晴
	学校教育課長	大竹 邦一
	生涯学習課長	中川 正康
	指導主事	徳田 耕一

東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東郷町教育委員会は、東郷町の中学校部活動の地域移行の在り方等を検討するため、東郷町中学校部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学校における部活動の在り方に関すること。
- (2) 中学校の部活動の地域移行に関すること。
- (3) その他部活動について必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織し、委員会の委員は東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員会に出席した委員及び前条第3項の規定による委員以外の者（以下「出席者」という。）に対し、報償金を支給する。

- 2 報償金の額は、委員会1回につき委員長にあつては10,000円、その他の委員及び委員以外の者にあつては6,500円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、出席者が県又は町の職員であるときは、報償金を支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
有識者 1名
町スポーツ協会 1名
町文化協会 1名
保護者 2名
町小中学校校長会長
町立小学校校長 2名
町立中学校校長 3名
教員 3名
外部指導者代表 1名
公募委員 1名
教育部長
教育部参事
学校教育課長
生涯学習課長
指導主事
その他教育委員会が必要と認めた者

